

## 令和元・2年度 第9回高崎市公民館運営審議会 会議録

**開催日時** 令和3年2月5日（金）午後1時30分から3時31分

**開催場所** 高崎市中央公民館 集会ホール

**議題** 1 令和元・2年度答申について

**公開・非公開区分** 公開

**出席委員（14人）**

吉井良肇委員 ・ 小屋美香委員 ・ 清水明夫委員 ・ 飯野茂委員  
山崎紫生委員 ・ 小見勝栄委員 ・ 植原孝行委員 ・ 戸塚光久委員  
山口堅二委員 ・ 中司恵理委員 ・ 岡田文男委員 ・ 新利恵子委員  
柴山益子委員 ・ 三澤憲一委員

**欠席委員（6人）**

笠原健志委員 ・ 星野雅代委員 ・ 串田昭光委員 ・ 綾部園子委員  
森周子委員 ・ 丸茂ひろみ委員

**成立** 高崎市公民館運営審議会規則 第4条第2項による

**事務局出席者**

藍美香中央公民館長・土谷真由美社会教育課長・齋藤崇夫教育担当係長  
錦部光樹次長・高橋勉次長・塚越康弘次長・原田輝章次長・大村政彦次長  
信澤進次長・角田潤次長・千保木優次長・武政文隆次長・江積利雄次長  
木村智美主査・菅野典子嘱託

**傍聴定員** 5人

**傍聴者数** 0人

**所管部課名** 教育部高崎市中央公民館

# 令和元・2年度 第9回高崎市公民館運営審議会 議事録

## 議事

### 1 令和元・2年度答申について

会長： それでは本日の審議会を進めさせていただきたいと思っております。次第3、議事でございます。表題に令和元年2年度答申案についてという表題がついておりますが、本日はこの一点で進めさせていただきたいと思っております。本題に入る前にこれまでの経過を確認の意味を込めて少し申し上げさせていただきます。着座のまま大変失礼でございますが進めさせていただきます。

これまでの経過でございますが、昨年3月6日に高崎市公民館連絡協議会から私どもに諮問をいただきました。そのテーマが「新しい地域づくりの拠点としての公民館のあり方について」でございます。この諮問を受けまして、令和2年の春に審議会において委員の皆様自由に語り合ってくださいたい機会を持ちたいというふうに考えたのでありますが、ちょうど昨年の春、新型コロナウイルスが蔓延しだした時期と重なりましたので、お集まりいただくことを断念いたしまして委員の皆様方には文書でこの諮問事項についてのご意見をお寄せいただくことになりました。結果、12名の委員さんから文章をお寄せいただきました。この文章を皆様方に配布するとともに、お一人お一人に、7月と9月に審議会で意見をお聞かせいただいたわけでありまして、途中で委員さんの交代もございましたので、新しい委員さん方にも依頼をしまして、ご提出いただいた方々の意見書を増す刷りをして皆様方にお届けするとともに、審議会の時にご発表いただいて、意見の交流を図ったということでございます。

また、答申案づくりのために、8月から専門委員会を発足させていただきました。8人の方に専門委員をお願いし、その8人の方々と会長・副会長の合計10名で専門委員会を構成しまして、作業を進めてまいったところでございます。専門委員会は第1回を8月26日、第2回を10月14日に開いて協議を行いました。10月14日の会議の際には専門委員でそれぞれ分担して答申の原案作成しようということになりました。それから7月と9月にお寄せいただいた皆様方の意見を踏まえて原案を作りまして、それを答申案にしました。その時の議論の結果、6つの項目を立て、1つがコロナ時代の公民館活動を模索する。2つ目が公民館における居場所づくりの実現を図る。3つ目が地域づくりを担う人材、ボランティア等の育成を図る。4つ目が公民館運営推進委員会活動の活性化を図る、これは地区公民館における推進委員会のことを念頭においているわけでありまして、5つ目が公民館利用の利便性の向上を図るであります。6つ目が公民館職員

の専門性の向上を図る。その6つに「はじめに」、そして最後に「むすび」をつけて構成をしたわけであります。1つの項目に対して2, 3人の専門委員が取り組み、11月末を目途に各専門委員から提出された原稿を暮れから1月にかけて、会長と副会長が原案を整理いたしまして、文章化しました。基本的には専門委員にお書きいただいたものを基本にしたわけですが、共通する内容や異なるものというのを整理しまして、更に1月13日の専門委員会で協議をしたところでございます。1月の専門委員会議で協議したものを若干文章表現など修正いたしまして、皆様には事前にお読みいただきたいということで先日郵送させていただき、ご提示したところでございます。

昨年(2020年)の10月の専門委員会で原案原稿を書く際に留意したこととして確認したことが何点かございました。それは今回の諮問事項が平成27・28年度の諮問と近いテーマであることであります。この27・28年度は、これからの地域社会に求められる新しい公民館のあり方という諮問でして、今回の諮問テーマと関連がございます。27・28年度の答申は提案型になっていて、大変具体的で公民館として取り組みやすい形になっておりました。今回の答申は27・28年度答申にならって作成しようということになった次第であります。一つ一つの提案はなるべく簡潔なものに、それから具体的に書くこと。公民館の皆さんが、職員の方々や運営推進委員の皆様方が実際に取り組みしてみようとすればすぐにでも取り組んでいただけるような、そういう内容にしようと、こういう合意で皆さんに原案を書いてもらったということでもあります。

以上、答申案作成に伴う経過を申し上げます。先ほど申しましたが、答申文案は中央公民館から委員の皆様へ郵送させていただきましたものがございます。

それでは前置きが長くなりましたが、答申文案を皆さんと一緒に読んで参りたいと思います。方法としましては、中央公民館の事務局に読んでいただいて進めて参りたいと思いますが、はじめに、項目1、項目2という具合に順次読んでいただいて、項目ごとに少し時間を取って皆様からご意見をいただくと、全体が読み終わったところで全体的に協議させていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。今までのところで何かご質問等がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。そうしましたら、恐れ入りますが事務局に読み上げをお願いいたします。では皆様答申文案をお開きいただいて一緒に目を追っていただきたいと思います。ではお願いいたします。

事務局(読み上げ): はじめに。このたび、「新しい地域づくりの拠点としての公民館のあり方について」と題する諮問をいただきました。

「地域づくり」は、公民館制度発足当初(昭和21年7月)からの主要なテーマであるといえるでしょう。今回求められていることは「新しい地域づくり」に公

民館がどのように関わるか、そしてその拠点としての役割をどのように果たしたらよいかということでもあります。新しい地域づくりが提起されるのは、人口減少社会や地域自治の現状が念頭にあるといえましょう。

地域は、区切られた範囲の土地という意味であり、このことば自体には、それ以上の意味はないと思われます。地域社会と言って、初めて人々の営みを含むことになり、したがって、地域づくりとは「地域社会づくり」の意味でありましょう。そして、多くの人々が住む地域は、人びとの共同や協同があって初めて社会となるといえるのであろうと考えられます。そこに地域自治があって、初めて地域社会が成り立つといえましょう。

現代の地域社会が、かつての地域社会と大幅に異なるのは、住む人々の同質性が稀薄となり、さまざまな（十人十色の）関心事をもち、異なる生活様式、異なる行動様式をとる住民が、一定の地域に暮らしているという点にあるといえます。そのこと自体は、特に問題ではないでしょう。しかし、住民同士の横の連絡や連携が稀薄で、お互いの手助けや関わりを重視せず、近隣者と没交渉の住民が一定区域に多数住んでいることは、地域の課題であるといえましょう。また、そのような地域住民にはややもすると地域に対する帰属意識が薄く、かつ地域社会に対する責任感も薄い例がしばしば見受けられます。

このような、共同性が薄くなり、所によっては無くなったに等しい地域社会を、どのようにしたら共同性のあるものにしてゆくことができるか、住民自治を新たに創るにあたり、公民館はどのような貢献ができるかという点に、今回の諮問の核心があるものと思われます。そこで、公民館の創設、設置の理念をもう一度確認し、地域社会づくりをテーマにした公民館事業の展開によって地域の共同性を深め、さらに協同性のあるものにしてゆく営為が求められと言えましょう。

一口に地域といっても様々です。高崎市に44の地域があれば、44の個性、そしてそれぞれに異なる地域課題があると言ってよいでしょう。（ここでいう44の地域は、44公民館の館区を念頭においています。）

公民館関係者には周知のことですが、公民館の目的は次の3点であります。

公民館の目的。住民のために、実際生活に即する教育、学術、文化に関する各種の事業を行う。それによって、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図る。そして、住民の生活文化の振興、社会福祉（社会的幸せ）の増進に寄与することを目的とする。（社会教育法第20条）

これらの目的を実現するための事業として、次の6点があげられています。公民館の事業。①定期講座を開設すること。②討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の諸集会を開催すること。③図書、記録、模型、資料等を備え、住民の利用を図ること。④体育、レクリエーションなどの諸集会を開催すること。⑤各種団体や機関等の連絡・提携を図ること。⑥公民館施設を住民の利用、公共的利

用に提供すること。(社会教育法第 22 条)

これは、(1) 主催事業(共催事業を含む)の開催、(2) 各種団体・サークルへの援助(団体活動・運営についての相談、指導も含む)、(3) 住民への施設提供の、3つに分けることができます。

これらのことについては、公民館関係者は精通されていることであり、そのことを踏まえて、日々、地域で住民の学習活動支援や地域社会形成支援に尽力されておられます。それは、毎年、公民館職員の皆さんが編集、発行されている『高崎市の公民館』を見れば、その尽力ぶりが明らかです。審議会において委員から「高崎市の公民館は、少数の職員体制で、よくここまで活動が行われていますね。」という発言がしばしば聞かれます。

高崎市の公民館事業には、ライフアップ推進事業、キャリアデザイン支援事業、地域づくり支援・ボランティア養成事業、図書ボランティア活動支援事業等があり、日々各館で研究・努力が重ねられています。そして、年々のその蓄積は誇るべきものがあります。

私たち公民館運営審議会は、「公民館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する」(社会教育法第 29 条)合議体です。20 人の委員が、それぞれの経験や見識を持ち寄って、諮問テーマ(地域づくりの拠点としての公民館のあり方)について協議しました。

その協議内容を、六つの項目に整理し、さらにカギ(鍵)のことば(キーワード)を設けて、「このようなことを公民館で工夫し実践してほしい」ということを提案します。

なお、この答申は、平成 27・28 年度答申「これからの地域社会に求められる新しい公民館のあり方」に近接するテーマであり、すでに関連する提案も行なわれていますので、併せてお読みになり、参考にさせていただくことをお願いします。

会長： ありがとうございます。「はじめに」のところを読んでいただきました。このところで何か意見がございませうか。

学識経験者 A： 「はじめに」では、以下に続く答申内容の前提となる、公民館を取り巻く地域社会の変化についての記述が必要になると思います。初めて経験するコロナ禍の中で、公民館活動や地域づくりがどのように変化するかを説明することで、以下の提案内容へとスムーズにつながると思います。

会長： ありがとうございます。公民館にとって、また地域社会にも、世界的にも大きな問題でありますので、それも「はじめに」のところで触れた方が良いのではというご意見でした。また、最後のところで皆さんと協議したいと思います。

他の方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは項目1の読み上げをお願いします。

事務局（読み上げ）： 1 コロナ時代(With コロナ、After コロナ)の公民館活動を模索する。鍵のことば（キーワード）。（1）オンライン、SNSの活用（2）コロナ時代における地域活動の支援。

（1）オンライン、SNSの活用。

提案1 オンライン講座や動画配信の活用。講座の開催にあたっては、内容や対象に応じて最適な開催方法を検討しましょう。感染症対策を講じながらの「集合型講座」、自宅に居ながら受けることができ、また双方向でのやり取りも可能な「オンライン講座」、講座の動画を一時停止したり、繰り返し観たり、受講者のタイミングで視聴することができる「動画配信」など、それぞれの特性を生かした方法で講座を開催することにより、これまで以上に利用者の幅を広げ、利用のしやすさにつながっていきます。場所や時間の制約にとらわれない、柔軟な取り組みが可能となるでしょう。

提案2 オンライン講座等を行うための技術の習得。オンライン講座の開催には、技術が必要となります。職員向けの研修の機会（情報セキュリティーや著作権・肖像権等も含めて）は必須となるでしょう。同時に、パソコンやスマートフォン等の利用が苦手な地域住民に対してのわかりやすい説明やスマートフォン講座、LINE（ライン）やZoom（ズーム）の使い方講座等もあわせて行う必要があります。こうした分野に長けている住民がいれば講師を依頼するなど、住民同士の学び合いの場が生まれることも期待します。

オンライン講座の開催や動画の制作などが一公民館で難しい場合には、横のつながりを大切にして、市内の公民館や児童館等との共同事業を考えてみましょう。

提案3 利用者にとって利用しやすい事業の工夫。例えば、さいたま市では「e公民館（おうちこうみんかん）」として「いつでもどこでもどなたでも」をキャッチフレーズに、市内全ての公民館60館で作成した様々な動画を順次配信しています。内容が充実しているだけでなく、同じホームページ上に見やすく整理されていて、気になる講座のタイトルから簡単にアクセスがしやすいという点も参考になります。高崎市の公民館でも動画の活用は始まっていますが、情報提供の方法やアクセスも含めて、利用者にとって利用しやすいかという視点が一番大切になるでしょう。

提案4 学習資源となる動画の作成。動画は、撮影や編集には手間がかかりますが、一度作成すればこの先も長く活用ができる学習資源となることから活用を図りましょう。インターネットでの視聴に限らず、DVD等に収録し、公民館や図書館等で貸し出すという利用方法も考えられるでしょう。例えば、子ども向け

の内容については、学童保育等での活用も期待できるのではないのでしょうか。

地域のみんなで、歌詞のワンフレーズずつを考えて持ち寄り、それに合わせてオリジナルの体操を考えた自治体もあります。世代を越えた参画型の映像は、大変興味深い取り組み事例の一つです。

提案5 SNSを公民館活動に活用する。他市の公民館でLINEの公式アカウントを運用しているところもあります。SNS（ソーシャル・ネットワーキング・システム）を活用することで、公民館だよりの配信だけでなく、地域課題の把握や開催してほしい講座に関するアンケートなども取りやすくなるでしょう。気になる学習内容のキーワードをチェックしておけば、お知らせが届くというシステムなども役立ちます。教えることができる人材の発掘やボランティアの登録などにも有効でしょう。個人情報の取り扱いなど注意すべきことはありますが、これからの時代においては必要な方法の一つと考えられます。

現代の情報化社会には、すでに様々な動画や講座が溢れているのも事実です。ですから、公民館が開催する講座は何でも良いのではなく、地域住民の課題やニーズに合うものを提供することに大きな意味があると言えます。

提案6 公民館のオンライン環境の整備。オンライン講座等が実施できる環境の整備をしましょう。住民が公民館に集うことができない状況においても学習機会の提供ができるよう、公民館にオンライン講座等が可能なインターネット環境や機材を整備することが求められます。予算もかかることですから、機材については、例えば公民館同士での共有も含めて検討する必要があるでしょう。

#### （2）コロナ時代における地域活動の支援。

提案7 住民のオンラインやSNSでの地域活動の支援。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域活動やそのための会議を行うことが難しくなっています。地域住民が、オンラインやSNSで意見交換・情報発信ができるような環境づくりを支援することが望まれます。

提案8 人と人をつなぎ、地域活動を支える公民館活動の推進。SDGsが掲げる「誰も置き去りにしない」という普遍的な目標（理念）は、これまでの公民館活動にも存在してきました。それは地域に根差して行われてきたことで、活動の内容も工夫された素晴らしいものばかりです。その誇りと自信を持って、新たな時代においても、どのようにしたらできるかという前向きな思考で、知恵を出し合い、その方法を探ってほしいと願っています。

SDGsの17番目の目標は「パートナーシップで目標を達成しよう」です。コロナの影響によって直接的な人との関わりが減り、社会の誰もが不安を感じて過ごしたこの1年は、地域のつながり、人とのつながりについても考える時間になったのではないのでしょうか。今までも、そしてこれからも、地域に住む人と人をつなぎ、地域の活動や行事を支えていくことができる、公民館の持つ可能性はと

ても大きいと考えます。

SDGsとは持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）。2030年までに達成を目指す17の目標があり、これらの達成には、社会教育・成人教育の果たす役割が大きいと言われています。

会長： はい、ありがとうございました。項目の1についてご意見がございましたら、よろしいでしょうか。

学識経験者A： 提案内容に共通して言えることですが、1「コロナ～」と書いてあります。そして2と書いてあって、その下にキーワードと書いてありますが、キーワードとあるところは本文で述べられている文言と同じなので、キーワードの代わりに、なぜ以下のような提案をするのかという理由を明記すると提案内容がより分かりやすくなるのではないかと思います。

会長： ありがとうございます。ちょっと補足させていただきますと、このキーワードを入れたのは、10人の専門委員が原案を書く時に目安としてキーワードにしたのです。それで出来上がって目次になるものですから、この項目1はこの二つがポイントだとわかるという意味でここにキーワードをあえて入れて、その後本文にも記載したという事情がございます。ご意見ありがとうございました。

学識経験者A： キーワードは通常、1語とか2語ですよ。

会長： そうですね。厳密にはそういうことですね。

学識経験者A： ここでも提案の理由を明記する必要があると思います。

会長： はい、貴重なご意見ありがとうございます。他にご意見がございましたら、もしなければ項目2の方に移りたいと思いますが、よろしく願いいたします。

事務局（読み上げ）： 2 公民館における居場所づくりの実現を図る。鍵のことは（キーワード）、（1）世代間交流の場や地域交流の場づくり（2）気軽に足を運べ、集える居場所づくりの工夫。

（1）世代間交流の場や地域交流の場づくり

提案9 地域資源の活用による地域づくりの推進。世代をこえた人びとが、わが町の地域資源を調査したり、それを活用したりしていく過程で、学ぶ喜びを体験し生きる喜びにつなげ、その中で世代間の交流を図り、相互の信頼感が育まれ

ていく機会や場を積極的に設けることを提案します。平成 29・30 年度高崎市公民館運営審議会提言「地域資源の活用による地域づくりへの提案」を念頭においています。この手法は今後、大いに活用してください。

提案 10 人的資源を活用した地域交流の促進。地域の人的資源の活用を提案します。例えば、体づくり、食事づくり、遊び方の工夫、あるいはスマホの習得等、学びの場を企画し、その活動をサークル活動につなげていく。またそれらを習得した人びとが、次は指導者になって地域内のグループや小学校、地域外の公民館に指導に出向く。そのような交流が既に高崎市でも見られます。この傾向を少しずつ増やしてゆくことが望まれます。家庭内虐待、独居老人の孤独、若い世代の孤独などが、社会的な関心事になっています。上記の取組みは、そのような事態の解決の糸口にもなると考えられます。

提案 11 三世代交流宿泊事業の実施。少子高齢化が進行しています。世代ごとの生活により、三世代が一緒に暮らす生活様式が減少し、親子だけの暮らしが一般化し、ひとり親家庭も増えています。公民館が中心となり世代間交流のための三世代交流宿泊事業（お泊り行事）を行うことを提案します。それにより、世代間の交流、ひいては地域交流の促進を図ることができるでしょう。公民館を会場にしての実施が難しければ、宿泊施設等を利用してもよいでしょう。日々、習い事や学習塾通いに追われている子どもには、お泊りによる息抜きとなり、他世代との交流により、明日への活力にもなると考えられます。

(2) 気軽に足を運べ、集える居場所づくりの工夫。

提案 12 気軽に足を運べ、集えるロビーなどの工夫。現状、すべての公民館に広いロビーを設けることは難しいでしょう。限られた面積、空間ですが、人びとが気軽に足を運べ、集える場所づくりを工夫してみてください。例えば、会議室やホールなどを、曜日や時間帯を限ってロビーとして活用するなど一つの方法です。

提案 13 誰でも利用できる自由な空間(場)をつくる。公民館施設の一部を、事前の使用申請をしなくても利用可能とすることで、より開けた施設提供ができるでしょう。自由に使用できるテーブルを置き、簡単な飲食も可能とし、屋外に臨時のテラス(露台)を設置することなどにより、より多くの住民が利用しやすくなります。そこに心あたたまる音楽を流すのもよいでしょう。現に、地区公民館には、玄関の扉を開けると、音楽が流れているところがあり、癒しの雰囲気を感じさせます。また、そこで、カウンセリング(心の相談等)に精通したボランティアが、自然のうちに話し相手になるという方策をとれば、そこに来た人にとって、心地よい居場所になるでしょう。特に、孤独な人がぶらりとやってこられる空間として位置づけることもよいでしょう。

会長： 項目の2「公民館における居場所づくりの実現を図る」でございしますが、これについてご意見ございましょうか。

専門委員会で議論になった時に、提案する事項は少し工夫すれば出来そうなことという視点で設定いたしました。既に高崎市の公民館は各地区館でかなりハイレベルな活動や対住民の活動しておりますので、そういう中でここを少し工夫すればこんなふうにはできるのではないかというようなところを視点において、このテーマについては提案をしたわけでございます。

それでは次の項目に参りましょう。項目3をお願いいたします。

事務局（読み上げ）：3 地域づくりを担う人材(ボランティア等)の育成を図る。鍵のことば（キーワード）、(1) ボランティアの育成、(2) 地域人材バンクの整備、活用と住民への紹介、(3) 指導者(地域活動者)研修の充実。

地域づくりを担う人材には行動力、発想の柔軟性、コミュニケーション能力、イベント（事業）の企画・立案能力、運営能力、そして異なる意見の調整(コーディネート)能力などが求められます。そして、相手の気持ちにそって考えたり行動したりする力も必要でしょう。これからの地域社会には、地域の一員として思考し、活動できる人材を確保し、育てることが、地域の「社会力」を育てるために重要です。地域の「社会力」向上が求められるなか、地域づくりを担う人材の育成、強化は喫緊の課題といえるでしょう。

(1) ボランティアの育成。

提案14 地域づくりボランティア養成講座の開設。各公民館で、具体的なボランティア活動につながるような体系的なボランティア養成講座に積極的に取り組んでください。そのために、中央公民館は、地区公民館に対して、関連情報や方法の支援をしてください。また、市役所の関係部局と共同でボランティア育成に取り組むことも考えられます。養成講座終了後は、リーダー研修、スキルアップ研修、あるいは先進事例研修(ケース・スタディ)などを継続的に開催することが必要です。

提案15 高齢者のボランティア活動への参画の促進。ボランティアを育成する中で、豊かな知識と経験をもち、地域での信頼もある高齢者の方々に活動に参画していただき、地域づくりの一翼を担っていただくことが望まれます。ボランティア養成講座には、そのような観点も必要となるでしょう。

提案16 若者を対象としたボランティア体験事業の実施。将来、地域社会を担う若者を対象としたボランティア体験事業を実施することを提案します。例えば、高校生をリーダーとした小中学生のための夏季キャンプ活動や小中学生を対象とした地域活動の実施です。若いうちに、地域ボランティア体験をすることは、成人したのちに地域活動をするときの大きな力となるでしょう。

(2) 地域人材バンクの整備、活用と住民への紹介。

提案17 地域づくりボランティアの登録と活用。ボランティア養成講座終了後は、その人材を登録して、活動してもらえる地域人材バンクなどの仕組みを整えましょう。また、その登録情報を、他の公民館と共有して活用してください。

提案18 地域の人材の掘り起し。地域にはすぐれた学識・技術・技能をもち、また各方面の人脈に通じた人材が多数住んでいます。そういった住民と連携し、地域人材バンクの充実を図り、公民館事業の企画に携わってもらい、あるいは、テーマによっては講師や助言者などを担ってもらい、あるいは、テーマによっては講師や助言者などを担ってもらい、あるいは、

提案19 団体や住民との連携による地域人材の活用。利用団体との連携をさらに深め、そのリーダーと定期的に会合を持つなどし、公民館利用者の意見・要望の吸収に努めるとともに地域人材としての活用を図ることを提案します。また、公民館利用者以外の地域住民にもいろいろな機会を通じて、人材の推薦を依頼するなどし、幅広い人材の把握に努められることを提案します。

(3) 指導者(地域活動者)研修の充実。

提案20 地域活動から新たな地域社会像を展望する研修の実施。地域で活動している人向けの研修として、自分たちの地域の現状を整理したり、自分が携わってきた事例について語り合ったりする方法をおすすめします。自分たちが取り組んできた体験、経験を幾つかの視点から分析・整理し、新しい地域社会像を思い描く(構想する)ことが求められます。新たな地域を創造するために模索、展望する研修を積み重ねられることを提案します。

提案21 関係機関と連携して人材育成を図る。地域づくりを担う人材の育成にあたって、NPO や市民活動団体等が蓄積してきた実践方法に学ぶことは意義があります。また、近隣の大学・専門学校・高校、社会教育施設などにおける関連の専門家や実践者の協力を得ることも大事です。そのような機関・団体と連携をしながら人材育成を図ることを提案します。

提案22 誰もが活躍できるボランティア活動の推進。ボランティアを育成し、活動していく過程では、ボランティア集団の中にグループができ、そのグループの了解を得ないと全体の活動が進まなくなってしまうようなケースがあります。地域のボランティア活動は、個人の生き甲斐充足が基本となりますが、それだけではボランティアの本来の役割を果たすことができません。意見の異なる人々、自分と違った価値観の人々とも協同して活動するというような社会性をもった活動をするところに、地域活動の価値があるといえるでしょう。地域で活動する人への研修では、一部の人々が長年リーダーを続ける現象にも注意し、多くの人にリーダー体験をしてもらいましょう。そのようなところに地域づくりの要点があるといえるでしょう。

会長： 項目の 3「地域づくりを担う人材ボランティア等の育成を図る」であります。これについてご意見ございましょうか。現実の公民館に即して、その地域づくりに関わる人材ということで提案をさせてもらっているわけであります。

学識経験者 A： 項目 3 と 4 は、キーワードをなくせば提案理由が述べられているので、このような形をモデルとしてまとめられると分かりやすくなると思います。

会長： 新聞でいえばリード文のような形ですね。他の方はいかがでしょうか、よろしいでしょうか。それでは項目 4 の方に移らさせていただきます。

事務局（読み上げ）： 4 公民館運営推進委員会活動の活性化を図る。鍵のことは（キーワード）。（1）地域づくりへの協力体制をつくる。（2）運営推進委員会の委員構成の見直し。（3）運営推進委員会の部会の活用。（4）地域のニーズ（要望）の把握と地域づくり活動への反映の手だて。地区公民館には「公民館運営推進委員会」が設置されています。その職務は、館長の求めに応じ、「公民館における事業の企画実施について調査、審議するとともに公民館運営に協力する」とことと定められています。（高崎市公民館運営推進委員会要綱第 2 条。以下、要綱という。）公民館が地域づくりの拠点としての役割を果たすため、委員会の機能をじゅうぶんに発揮できるように、委員の構成や運営方法などに一層の工夫が求められます。

（1）地域づくりへの協力体制をつくる。

提案 2 3 地域づくりのビジョンをつくる。各公民館は、運営推進委員会を起点として、地域づくり活動協議会をはじめとした地域団体や有志と連携して「わが町」「わが地域」の地域づくりのビジョン（あるべき姿）をつくることを提案します。その場合、網羅的で抽象的なあるべき姿ではなく、小規模で、具体的なことを取り上げることを提案します。工夫や努力をすれば 1、2 年で実現しそうな課題を設定することが望ましいです。そして、1 年 2 年の短期間の地域づくりの積み重ねを継続することが望まれます。

（2）運営推進委員会の委員構成の見直し。

提案 2 4 委員の構成や選任方法の見直し。運営推進委員会の委員構成は要綱第 3 条に定められていますが、活動の活性化を図るためには機動性の高い委員構成を積極的に導入することが必要です。そのため、地域の役職に関わらず、その地域に居住する各種の人材にも運営推進委員会活動に参加、活動してもらう手だてをとることを提案します。

（3）運営推進委員会の部会の活用。

提案25 運営推進委員会の部会の活用。要綱第7条には運営推進委員会には部会を置くことができるとされています。この部会を活用し、活動することを提案します。特に、要綱第7条第2号には、地域おこし部会が位置づけられていることから、これの設置、活発化が焦眉の課題といえるでしょう。さらに、要綱第7条第6号によると、各地の状況や必要に応じて、その公民館の必要に応じて、独自の部会を創設することができることになっています。この規定を大いに活用しましょう。部会の活動やそこでの知見を運営推進委員会に報告し、公民館の事業実施計画に反映させる手立てをつくることを提案します。

(4) 地域のニーズ(要望)の把握と地域づくり活動への反映の手だて。

提案26 地域のニーズ(要望)を把握し地域づくりに生かす。地区公民館は、地域づくり活動協議会と日ごろから密接な連携をとっています。「地域づくりの拠点としての公民館」を構想するうえで、地域づくり活動協議会との日常的な連携(相互の情報提供、協議等)は重要です。各種の社会教育施設がありますが、教育基本法に明示されているのは、公共図書館、博物館、公民館の三館です。公共図書館は図書資料の活用を、博物館は博物資料を基本においています。公民館は、地域社会の活性化を基本にしている社会教育施設であるといえるでしょう。社会教育活動、殊に公民館活動は、地域社会、地域住民の暮らしの中に生じる地域課題、暮らしの課題を集団活動、学習活動をとおして解決してゆこうという趣旨です。(この点が、同じ教育という言葉を使いますが、学校教育と基本的に異なる点でしょう。)したがって、地域づくり活動協議会等との連携には、地域のニーズ(要望)の把握と地域づくり活動への反映があって初めて意義が生じてきます。そのような社会教育の手法を大事にしつつ地域づくりに取り組むことが望まれます。

会長： 項目4「公民館運営推進委員会活動の活性化を図る」について提案をしております。何かご質問、ご意見等ございましたら、よろしいでしょうか、そうしましたら、後半の所でまたご意見を出していただくとしまして、項目5に移らしていただきます。では、お願いいたします。

事務局(読み上げ)： 5 公民館利用の利便性の向上を図る。鍵のことば(キーワード)。

(1) 地区公民館の開館時間の延長、(2) 使用手続きの改善、(3) 新規利用を求める団体・グループ・サークルへの対応、(4) 各種情報・資料の提供の充実方策、(5) 施設の緊急利用について。少子高齢化、人口減によって、全国的に公民館利用者は減少、また、かつてのような若年層の利用が少なくなっています。かつて、公民館は、働く青少年のたまり場であったといえます。公民館は、住民から身近な社会教育施設として大きな期待が寄せられています。その期待にこた

えるために、施設利用の利便性の向上が求められます。施設利用の利便性向上は公民館本来の目的実現とともに、利用人員の増加にもつながります。

(1) 地区公民館の開館時間の延長。

提案27 地区公民館の開館時間の延長。高崎市の公民館の開館時間は、高崎市公民館規則第2条により、中央公民館、倉渕公民館、箕郷公民館、新町公民館、榛名公民館、吉井公民館は、午前9時から午後10時まで、地区公民館は午前9時から午後9時までとなっています。住民が仕事を終えた後、平日に、学習会や会合などで地区公民館を利用する場合、開始が午後7時ころからとなる場合が多く、学習会や集会終了後、後片付けの時間などを考慮すると集会時間が2時間に満たず、会合内容が未消化に終わるケースが多々見受けられます。住民の地域活動を促進するうえから、地区公民館の開館時間を1時間延長し、午後10時までとすることを提案します。開館時間が延びれば、若い世代の利用も増えることが期待できます。

提案28 平日夜間、土・日曜日における事業の増設。現在、公民館で行われている事業は、中高年を対象としたものが多いように見受けられます。したがって、平日昼間の事業開催が多いようです。もちろん、勤労者や子どもを対象とした公民館事業も週末・休日等に行なわれています。公民館の職員が少ない中で、大変な面もあろうかと思われませんが、若者（高校生・大学生・勤労者）対象の事業を企画して、平日の夜間、休日等の開催を増やすことを、積極的に促進されることを提案します。若者層が、平日の夜間に公民館を利用する場合は、平日の開館時間の延長が望まれます。

(2) 使用手続きの改善。

提案29 使用手続きの改善、ネットによる申し込みの実現を図る。現在、公民館を利用する場合、電話で仮予約した上で公民館の窓口にて、使用する3日前までに「使用申請書」を提出し、許可を得ることになっています。公民館から遠くに住んでいる、仕事の関係で公民館の窓口時間帯に申し込みに行けないなど、申し込みのたびに公民館窓口に行くことが難しいケースもあります。公民館の利用を促進するために、ネットによる使用申し込み手続きを可能にするなどの改善を提案します。

(3) 新規利用を求める団体・グループ・サークルへの対応。

提案30 新規利用希望団体への円滑な対応を図る。近年、これまで公民館を利用していなかった団体・サークルも公民館利用を希望する動向が見られます。住民の円滑な利用が図られるよう、具体的な方針を、準備することを提案します。また、施設提供検討委員会（仮称）などを設置することにより、新しい施設利用希望者に、常に円滑に対応できるようにすることも一案です。

(4) 各種情報・資料の提供の充実方策。

提案3 1 館内での情報・資料の提供の工夫。住民の学習意欲を高めるために、公民館は各種の情報・資料を積極的に収集し、住民に提供していくことが望まれます。各公民館で住民への情報・資料提供を行っていますが、大半の公民館は掲示や展示のスペースとなるロビーや展示室などが十分に整備されているとは言えません。限られた空間で、展示の方法や内容を工夫することが必要です。また、郷土資料等を展示することで地域に対する関心を高め、理解を深めることができることから、そのための工夫も求められます。工夫の一つとして、公民館図書室の活用を提案します。

提案3 2 公民館だよりへの地域情報の掲載。公民館だよりは、地域住民への広報手段として各館がそれぞれ工夫して作成していますが、さらに工夫をこらし、楽しめる紙面づくりを目指すことが望まれます。公民館の活動内容のほかにも、地域のニュースや人物、スポットなど、地域の人を知りたくなるニュースを掲載することで、さらに興味を持たれる紙面になると考えます。

(5) 施設の緊急利用について。

提案3 3 災害時の緊急対応の準備。地震や大型台風の襲来を念頭に、公民館の緊急避難所としてのさらなる機能の充実が望まれます。施設面での充実とあわせて、避難所運営訓練などの緊急時対応体験事業の開催により地域の防災力の向上を図ることを提案します。

会長： 項目5「公民館利用の利便性の向上を図る」ということでありました。これについてご意見ございましょうか。

公募委員 B： 提案の2 8ですが、その最後に、若者層が平日の夜間には、という2行の項目ありますけども、こちらは提案2 7の開館時間を延長の後半の最後の所の2行ですね、ここと表現がダブっているし、提案2 8のこの部分は、ちょっといらぬのではないかという感じがします。ですから提案2 7と統合してはどうでしょうか。

会長： 進行している者がこういう事を言って申し訳ないのですが、これを作る時にやはり念頭にありました。提案2 7のところでは時間延長を提案して、その事業の増設に合わせて時間延長するとさらにできますよという、念を押したような形になったのですね。ですから作る時にはそういう意図が実はありました。

公募委員 B： ただ提案2 8はあくまでもテーマは事業の増設。提案2 7とあまりにも近い表現になっているので、もし表記するのであれば表現を変えた方が良くと思います。講座、事業の増設の中で触れたらいかがですか。

会長： わかりました。貴重なご意見ありがとうございます。他にご意見がございましたら、よろしいでしょうか。そうしましたらば次の項目6に参りたいと思います、よろしいでしょうか、お願いします。

事務局(読み上げ)： 6 公民館職員の専門性の向上を図る。鍵のことば(キーワード)。

(1) 専門性向上の職場研修の充実、(2) 公民館職員の社会教育主事(社会教育士)資格取得の推進、(3) 社会教育主事有資格者の公民館への配置の促進。

(1) 専門性向上の職場研修の充実。

提案34 地域づくりのために必要な知識・技術を身につける研修の実施。地域づくりをテーマとした学級・講座の運営に関する知識・技術(地域分析⇒企画⇒実施⇒評価⇒次の企画など)を身につけるための研修や、集団運営のための知識・技術(集団運営上のリーダーシップやフォロワーシップの涵養など)を身につけるための研修を、きめ細かく行なうことを提案します。

提案35 住民主体の講座運営を推進するための研修の実施。住民を企画委員とし、住民が主体的に地域づくりをテーマとした学級・講座を運営し、その自己評価ができるような事業をコーディネートするための理念・知識・技術を身につけるための研修を行なうことを提案します。

提案36 公開事業を用いた研修の実施。地域づくりをテーマとした公開事業を行ない、見学した職員同士の意見交換や事業の振り返りができる研修機会を設けることを提案します。あるいは、地域づくりをテーマとした試験事業(パイロット事業、水先案内事業、あるべき方向を模索する事業)を研修として試みることもよいでしょう。

公的社会教育の関係者の間では、これまで、「学級」は学習者(住民)が学級の企画や運営に積極的に関わる学習活動の場合を、「講座」はある一定の事柄やテーマについて体系だって学ぶ学習活動の場合に用いてきました。ちなみに、語学、料理、パソコン、その他技術的なことを習得する場合は、「教室」と言い習わしてきました。

(2) 公民館職員の社会教育主事(社会教育士)資格取得の推進。

提案37 社会教育主事講習への職員派遣の充実。社会教育法第28条の2の趣旨(公民館職員の研修)により、より多くの公民館職員が社会教育主事講習等を受講できることが望まれます。現在、高崎市では、公民館職員を計画的に国立教育政策研究所社会教育実践センター(東京都台東区上野)開設の社会教育主事講習に派遣しています。これの充実を、さらに図ることを希望します。

提案38 公民館職員の社会教育主事(社会教育士)取得の支援。希望する公民館職員が、高崎経済大学や群馬大学等の社会教育主事(社会教育士)養成課程

を科目等履修生として職専免にて履修でき、社会教育の専門的力量を開発し、資格が取得できるようにすることを提案します。(県内では高崎経済大学、群馬大学、東京福祉大学で社会教育主事養成課程を設置しています。)

(3) 社会教育主事有資格者の公民館への配置の促進。

提案39 社会教育主事有資格者の公民館への配置の促進。高崎市職員の世界教育主事有資格者を、公民館職員として配置してください。高崎市には、社会教育主事有資格者が、他の行政部署に多く勤務しています。これらの有資格職者で公民館勤務を希望する職員を公民館に配置して、その専門的力量が発揮できるような措置をとることを提案します。

提案40 社会教育主事有資格者への社会教育主事の発令。社会教育主事有資格の公民館職員には、社会教育主事の発令を行ない、高崎市における大局的社会教育の知見を開発するように促すことを求めます。

(2)(3)の4つの提案については、社会教育課と協議の上、人事当局に要請することが求められます。

会長： 項目6「公民館職員の専門性の向上を図る」についての提案でございます。これについてご意見ございますか。

学識経験者A： 15ページ、(3)の提案39のところの2行目で、高崎市職員の世界教育主事有資格者を公民館職員として「配置してください」とありますが、「配置を求めます」などの表現のほうが、他の部分との関りで座りがいいのではないかと思います。

会長： おっしゃるとおりですね、ありがとうございます。他にご意見ありますか。

公募委員B： 提案の40ですけども、社会教育主事有資格者への社会教育主事の発令、これは市の人事部局の管掌かと思います。この提案は、公民館連絡協議会からの諮問に相当するテーマなのかなと思いますので、提案されても連絡協議会としては、如何ともし難い内容じゃないかなと。この項目については、しかるべく筋をとおして市の方に要望する、そういった内容ではないかなというふうに思います。

会長： 公民館長さん方にこれを提案しても困るじゃないかと、そういうご意見もあると思いますね。他にご意見ございましょうか、よろしいでしょうか。

そうしましたら最後のむすびの部分の読み上げをお願いします。

事務局(読み上げ)： むすび。私たち令和元年度・2年度公民館運営審議会は、高崎

市公民館連絡協議会からいただいた諮問について、検討した結果、以上、意見具申（答申）します。

つきましては、公民館連絡協議会では、これらを検討していただき、実現可能なものから順次、実施、推進されることを希望します。また必要に応じ、関連の行政部局と協議して、意見具申内容を実現されることを要請します。

なお、これらの提案について検討され、実施の見通しについては、令和4年3月の審議会までにご回答くださるようお願いいたします。

会長： はい、以上でございます。むすびのところですが、これについてのご意見ございましたでしょうか。

学識経験者 A： 2点あります。1つは最後の「なお、これらの提案について検討され」とありますが、「なお」とはどういう趣旨でそこに入っているのでしょうか。もう1つは、前回の答申の終わりのところに、市内全域に1小学校区1公民館の体制を要望することを付記したのですが、今回の答申ではどうなるのでしょうか。

会長： むすびの「なお」書きが何なのかということですね。それと、1小学校1公民館について。

学識経験者 A： 高崎市では、1小学校区に1公民館の体制を目指しており、前回の答申でもこの要望を盛り込みました。今回も同要望を盛り込んだらいかがでしょうかという意見です。

会長： はい、わかりました。他にご意見ございましたでしょうか。

公募委員 B： 文書も作らないでこんなこと言うのもあれなのですけれども、過去の答申に比べて、むすびの部分の文章にボリュームがないかなと思いました。せっかくここまで、まとめた話を最後にしめるわけですから、もう少しボリュームを出した方がそれらしくなるのかなと、あと数行入れた方がいいかなと思いました。せっかくここまでまとめてきたのだから、まとめて来た思いをもう少し、むすびで触れた方が良いのではないかなというように感じました。

会長： はい、他にご意見ございましたでしょうか、よろしいでしょうかね。それでは前半は、確認の意味で10人の専門委員が書いた原案をまとめたものを読み上げていただいて、いくつかご意見をいただいたわけです。この会議が始まってちょうど1時間10分になりますので、ちょっとここで休憩をとりたいと思います。少し考

えていただく時間も取ったり、手洗いの時間にしたりもしたいので、2時45分再開でよろしいでしょうか。ここで小休止を取らせていただきたいと思います、どうぞよろしくお願いいたします。

～小休止～

会長： お待たせして申し訳ございません。再開させていただきたいと思います。いろいろ貴重なご指摘をいただきました、ありがとうございました。最後のところで学識経験者Aの委員さんからご指摘のありました、前回平成27・28年度の審議会の答申の「おわりに」という最後のところに、このような文章がございます。「今後も、市内全域に1小学校区1公民館の体制を目指しつつ、公民館の活動を充実させ、地域コミュニティの基盤を作り、公民館事業の重点テーマ『心豊かな活力ある人づくり地域づくり』の実現に繋がることを願っています」と。この文章でございますが、高崎市は昭和40年代の前半からこの姿勢できたわけでありますので、こういうふうに審議会としては願っているということは、入れさせてもらった方がいいでしょうかね。文言については、この時には「心豊かな活力ある地域づくり」ってということがテーマでありましたが、今回のテーマを入れてですね、そのことの実現に繋がることを願っていますというような形にさせていただくということではよろしいでしょうか。

学識経験者A： 少し違って捉えていると思うのですが、重点テーマというのは高崎市の公民館事業の重点テーマなので今回の答申によって変えるということではありません。

会長： なるほどね。意味がわかりました。そういうことですね。それではそういうことでよろしいでしょうか。

それからいくつかご指摘のあった点の中で、その他のことでも結構ですが、また先ほどずっと中央公民館の係長さんに読み上げていただいた本文について何かご意見等がありましたらお願いします。

学識経験者A： 2点あります。1点目は、各章立てのところにキーワードと付けてありましたけど、それを全て外して、キーワードを目次の中、例えば、項目1だとコロナ時代～模索するとありますよね。その下に(1)オンラインの活用、(2)コロナ時代における地域活動の支援ということで、目次のところに小見出しとして入れたらいかがでしょうか。それは前回の答申もそういう形になっていますし、この方が分かりやすいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

もうひとつは書式の問題なのですけれども、例えば、項目1を見てください。項目1のところ、(1)「オンラインの活用」になっていますよね。そして(2)も「コロナ時代における地域活動の支援」というふうに体言止めになっています。いわゆるキーワードとしているところを、体言止めなら体言止めで統一したほうがよろしいのではないかと思います。体言止めになっているところもありますが、なっていないところもあるので、統一したらいかがでしょうか。例えば10ページだと(1)は「地域づくりへの協力体制をつくる」というふうに体言止めになっていません。他のところは全部体言止めになっていますので、おそらく今までの答申もそうでしたけど、揃えた方がよいのではないかというふうに思います。その2点です。

会長： 見出しの作り方ですが、体言止めにするならば全部体言止めにしたらどうかということですね、ありがとうございます。他にご意見ございましょうか。先ほどですね、学識経験者の委員さんからご指摘いただいた件について、ちょっと状況を申しますと、実は項目ごとに提案の前に説明があるのとないののでは、文章を整理していく中で変かなと思ったことは思ったのです。ただ、専門委員の方が提案内容をたくさん書いてくれたので、そのたくさん書いてくれたものを、暮れに仕分けしていったのですね。仕分けをして、意見をなるべく落とさないように、共通するものは共通にし、かといって、答申をもらった側の公民館の方が、パッと読んで具体的に読めるような形にしようというふうな工夫についても相談したものですから、なるべくスマートに文字を少なくして提案を書いていきました。そしてその結果、残った文章が出てきたのですね。その残った文章をリード文のような形にしました。ちょっと裏話をしますと、なるべく専門委員の方が書いたものは文章を取り残さないようにということで、このような形になりました。本来ならば書式としては、各項目にリード文があって、具体的な提案があるという方がよいのですが、そういう苦肉の策もあったわけです。答申案は1人がざっと書いたというものではなくて、10人の専門委員が出した意見をまとめたものですから、こんな風にもなっているということでございます。

先ほど16ページの提案40の公募委員さんからのご指摘についてですが、社会教育主事有資格者への社会教育主事の発令についてですが、現在は公民館にいる職員で資格を持っていても発令はされていません。先ほど公募委員さんがおっしゃるには発令するのは人事当局なので、公民館長さんからの諮問に対して、公民館長さんにこれを答申しても、公民館長さんが困るのではないかという、そういうようなご発言でした。こういうようなことを仮に人事当局に話をしてくれば良いのですが、そういう機関も特にないわけですので、ここでは実際に公民館に働いている職員に発令をしてもらうという意味で、答申をさせていただいて、審

議会ではこのような意見が出て、こういう答申が出ているよということを館長さんから人事当局に対して言うてもらった意味でここに入れたわけです。ですから、館長さんが発令をするという権限はないのですけれども、こういう意見がありますよということを皆さんに知ってもらうという意味で、またその公民館の側から言うてもらったという意味であげたものです。社会教育主事という制度は任用資格でありますので資格を持っていても発令をされないと身分上社会教育主事ではありません。高崎市は、以前は発令をしていたのですが、ここ 10 年ぐらいはしていないようなので、してもらった方が、社会的にもこの人が社会教育主事ですってということもあるし、本人の励みにもなると思います。発令されていけば教育委員会として、高崎市の社会教育を考える上で主事が活躍する機会もできるだろうというような含みであります。それから 17 ページのむすびのところですが、「なお」は不要かと思います。文章の流れで多分「なお」が入ったのだと思いますが。今までの答申の中では、日にちを限って回答してくださいというのはありませんでしたが、皆さんだいたい色々調べたり、高崎市のこれからの公民館のことを展望したりして、良かれかしということをお答申するわけですから、制度上のことはすぐには変えられませんが、すぐこれはできる、これはできないっていうのはあると思いますけども、1 年ぐらいを期限に回答、例えば、これはできますよということやこれはもう既にやっていますとか、またこれは将来的に令和 5 年から始まりますよというようなことをお答えいただければ、次の審議会の活動にも役に立つのではないかとということで入れさせてもらったわけでございます。

学識経験者 A： 先ほどご指摘があった「むすび」の充実に関連したことですが、3 ページの「はじめに」の下から第 3 段落、「私たち公民館運営審議会は～」というところは、最後の「むすび」に行くべき内容だというふうに思います。それは始まりではなくて終わりの方に持っていったらよろしいのではないかと思います。

会長： はい、ありがとうございます。ただいまのは 3 ページの「はじめに」のところで協議しましたという過去形になっているわけですから、これは「はじめに」ではなくて「むすび」のところがいいでしょうということですね、ありがとうございます。

先ほど学識経験者の委員さんからもお話がありましたキーワードは、確かにこんな長いものはキーワードとは言わないのですよね。ただこれは先ほどもお話ししましたが、専門委員が原案を執筆するときに、作成しやすいようにキーワードを挙げたものですから、これを挙げておくと読む人が、こういうことが書いてあるのかということが分かるように項目ごとに上げさせていただきました。でも、先ほどご指摘いただいたように目次の方に持って行った方がよいということでは

すので、専門委員の皆さまと相談して、そういう方向で進めさせていただければと思います。

色々な面についてご指摘をいただきありがとうございます。なにぶん 10 人で書いた文章なものですから、最終的には文章の流れは同じになるようにしたのですが、それぞれのやはり個性が出ております。

それでは、只今、副会長からもだいたい意見が出尽くしたのではないかということですので、専門委員をされた方で最後に一言言っておきたいというようなことがございましたらご発言いただければと思います。

よろしいですかね。それでは、ご指摘をいただいた部分についてメモをしました。これはまた検討しまして、反映できるような形にさせていただきたいと思えます。

それでは、この後は専門委員、あるいは文章表現については会長、副会長にご一任いただき進めさせていただきたいということでよろしいでしょうか。ではそのようにさせていただきたいと思えます。

私が仰せつかった議事のところは以上となります、ありがとうございました。では事務局お願いいたします。

## 報告・連絡事項

事務局 ・ 前回審議会の会議録及び議事録について

## 閉会

事務局： それでは以上をもちまして、第 9 回高崎市公民館運営審議会を閉会いたします。

なお、この後、答申の作成の進め方について、専門委員の皆さまには少しお時間をいただいて調整させていただければと思いますので、席でお待ちいただきますようお願いいたします。

それでは皆様、お疲れ様でした。